

〇〇 . 法定外の労災保険の付保に関する特記仕様書

本工事の受注者は、下記に従い、「法定外の労災保険」に付さなければならない。

1. この特記仕様書における「法定外の労災保険」とは、従業員等が業務上の災害によって身体の障害（後遺障害、死亡を含む）を被った場合に、法定労災保険の保険給付に上乗せして雇用者が従業員等又は、その遺族に支払う金額に対し、保険会社が雇用者に保険金を支払うことを定める契約を言う。
2. 受注者は、本工事の契約工期を包含する保険期間による「法定外の労災保険」（以下、「法定外労災保険」）を締結しなければならない。本工事に係る契約締結時において「法定外労災保険」の契約を締結していない場合は、工事着手の前に「法定外労災保険」を締結すること。なお、法定外労災保険に係る保険料等の費用は、現場管理費率の中に計上されている。
3. 受注者は「法定外労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書の原本を、工事着手時に、工事監督員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。
4. 契約書23条に基づき本工事の工期を変更したことにより、工期が「法定外労災保険」の保険期間外に及んだ場合、受注者は速やかに変更後の工期による保険期間の変更又は保険の追加契約を行い、変更又は追加して契約した「法定外労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書の原本を、工事監督員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。
5. 本工事で求める「法定外労災保険」については、保険契約に定める保険金額の多寡や特約の有無等の契約内容は問わず、保険契約の事実のみを求めるものとする。